

指定障害者支援施設 「ローゼンヴィラ藤原」

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が設置する障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(事業所の運営方針)

第2条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、入所を伴う施設障害福祉サービスの運営方針を次のとおりとする。

(1) 基本方針

施設を終の棲家とせず、多岐にわたる人生設計が可能となるよう支援を行い、個々の障害の状態や思い・考えを尊重し、それぞれのニーズに即した、安心かつ安全な支援の提供を行う。

(2) 権利擁護

入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った支援を行う。

(3) 施設生活

基本的生活支援の充実と個別支援の実践により生活の質の向上を目指す。

(4) 地域生活

自立と社会経済活動への参加を促進し、社会の一員として生活できるよう支援を行う。

(5) 地域対応

地域社会及び家庭や諸関係機関との連携を重視し、入居者が生活しやすい環境を整える。

2 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、通所による施設障害福祉サービスの運営方針を次のとおりとする。

(1) 基本方針

利用者が住み慣れた地域社会において、生活が継続できるよう適切な支援を行い、個々の思い・考えを尊重し、それぞれのニーズに即した安心且つ安全な支援の提供を行う。

(2) 自立支援

利用者の心身の状況に応じて、自立している機能低下を防止し、利用者の考え

方、生活様式に関する好み等を尊重しながら、自分の能力を発揮できるよう支援を行う。

(3) 日常生活の充実

利用者の心身の状況を踏まえ、一人ひとりが責任ある個人として自分の生き方を自分で考え、社会生活力を高められるよう適切な支援を行うことで、障害者の居宅における日常生活の充実を図る。

(4) 家庭支援

利用者やその家族との十分なコミュニケーションを通じ、その意向や家庭環境を踏まえた支援を行い、家庭介護の軽減と継続して居宅生活を送ることができるよう各種サービスの提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 施設障害福祉サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ローゼンヴィラ藤原
- (2) 所在地 千葉県船橋市藤原8-17-1

(実施する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 事業所が実施する施設障害福祉サービスは、次のとおりである。

- (1) 生活介護事業（通所によるもの）
- (2) 施設入所支援事業

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省の定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている施設障害福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 2名（常勤2名）
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 医師 1名（非常勤1名）
医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- (4) 看護師 6名（常勤4名、非常勤2名）
看護師は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (5) 生活支援員 53名（常勤40名 非常勤13名）
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画ならびに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。
- (6) 理学療法士 1名（非常勤1名）

理学療法士は、利用者の健康管理及び日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名（非常勤1名）

機能訓練指導員は、理学療法士の指示を受け、利用者ごとのリハビリテーション実施計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(8) 管理栄養士 1名（常勤1名）

管理栄養士は、利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に基づいて栄養管理を行う。

(9) 事務職員 4名（常勤3名 非常勤1名）

事務職員は、必要な事務を行う。

(10) 用務員 2名（非常勤2名）

用務員は、必要な環境整備を行う。

（施設障害福祉サービスの営業日及び営業時間）

第6条 施設障害福祉サービス（昼間実施サービス）による営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

	営業日	営業時間	定休日
生活介護	月曜日から日曜日	午前9時から午後5時	なし

（指定障害福祉サービスの種類ごとの定員）

第7条 事業所の施設障害福祉サービスの種類ごとの定員は、次のとおりとする。

(1) 生活介護事業 定員 74名

(2) 施設入所支援事業 定員 70名

2 前項にかかわらず、厚生労働大臣の定める基準の範囲内で利用定員を越えた利用ができるものとする。

（利用者に提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容）

第8条 事業所が利用者に提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容は次のとおりとする。

(1) 生活介護事業

常に介護を必要とする利用者に日中において、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに創作的活動または生産活動等の機会を提供する。

(2) 施設入所支援事業

施設に入所する利用者に、昼間実施サービスを除く時間において、入浴、排せつ、食事の介助等を行う。

（提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、主たる対象とする障害の種類）

第9条 事業所が、利用者に提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象と

する障害の種類は、次のとおりとする

- (1) 生活介護事業 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 施設入所支援事業 身体障害者（18歳未満の者を除く）

（内容及び手続きの説明及び同意）

第10条 事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、施設障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

（契約支給量の報告等）

第11条 事業所は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの内容、利用者に提供することを契約した指定障害福祉サービスの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとする。

2 前項の契約支給量の総量は、利用者の支給量を超えないものとする。

3 事業所は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

4 第1項から前項までの規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第12条 事業所は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

（連絡調整に対する協力）

第13条 事業所は、施設障害福祉サービスの利用について市町村または相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

（指定障害福祉サービス事業者との連携）

第14条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービス等を提供する事業者等との連携に努める。

2 事業所は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

(通常の事業の実施地域)

- 第15条 通常の生活介護の実施地域は、船橋市西部（旭町・東町・市場・印内・印内町・海神・海神町・海神町西・海神町東・海神町南・葛飾町・金杉・金杉台・金杉町・上山町・北本町・行田・行田町・古作・米ヶ崎・栄町・潮見町・芝山・新高根・駿河台・高瀬町・高根町・中野木・夏見・夏見台・夏見町・西浦・西船・飯山満町・浜町・東中山・東船橋・日の出・藤原・二子町・本郷町・本町・前貝塚町・馬込沢・丸山・緑台・湊町・南海神・南本町・宮本・本中山・山手・山野町・若松）及び鎌ヶ谷市の一部（道野辺・東道野辺・西道野辺・中沢・東中沢・馬込沢）、市川市の一部（柏井町）
- 2 通常の施設入所支援の実施地域は、東葛飾南部地区（船橋市・八千代市・習志野市・鎌ヶ谷市・市川市・浦安市）、東葛飾北部地区（松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市）、印旛地区の一部（白井市・印西市）、及び東京都の一部（荒川区・江戸川区・葛飾区）とする。
- 3 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス提供困難時の対応)

- 第16条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。また、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、利用申込者の援護の実施者たる市町村と協議の上、適切な病院または診療所を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

- 第17条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その方の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(介護給付費または訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

- 第18条 事業所は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない方から利用の申込みがあった場合は、その方の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 事業所は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費または訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

- 第19条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第20条 事業所は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲等)

第21条 事業所が施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限るものとする。

2 事業所は、前項の規定により金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等の同意を得なければならない。ただし、次条第1項及び第2項までに掲げる支払いについては、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第22条 施設障害福祉サービスを提供した際の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときには通常その1割の額とする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、当該施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、別紙のサービス利用料金表（介護給付費の給付対象外のサービス）に記載されたサービスを提供した場合は、記載された金額の支払を利用者から受けるものとする。

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に交付する。

5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第23条 事業所は、利用者（事業所において施設入所支援を受ける方に限る。）が同一の月に当該事業所が提供する施設障害福祉サービスを受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、当該事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及

び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者に通知するものとする。

- 2 事業所は、利用者（当該事業所において施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に当該事業所が提供する施設障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定するものとする。この場合において、当該事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者に通知するものとする。

（介護給付費の額に係る通知等）

第24条 事業所は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

- 2 事業所は法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第25条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第26条 事業所は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行うものとする。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接を行う。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しな

なければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努める。

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、担当職員等に前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求める。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、これを利用者または家族に交付する。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、6ヶ月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(相談等)

- 第27条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。
- 2 事業所は、利用者が、当該事業所以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(介護)

- 第28条 事業所は、介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
 - 3 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
 - 4 事業所は、第3項に定めるほか、利用者に対し、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行うものとする。
 - 5 事業所は、介護を行うに当たっては、常に1人以上の職員を介護に従事するものと

する。

- 6 事業所は、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。
- 7 事業所は、適切な方法により、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。

(訓 練)

- 第29条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 事業所は、訓練を行うに当たっては、常に1人以上の職員を訓練に従事させるものとする。
 - 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

(生産活動)

- 第30条 事業所は生活介護における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

(工賃の支払)

- 第31条 事業所は、生活介護において、生産活動に従事している者に、当該生活介護の事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(食 事)

- 第32条 事業所は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う。
- 2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
 - 3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行う。

(社会生活上の便宜の供与)

- 第33条 事業所は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めることとする。
- 2 事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、必要に応じて利用者の同意を

得て代わって行うものとする。

- 3 事業所は、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めることとする。

(健康管理)

第34条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業所は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行うものとする。

(非常災害対策)

第35条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、年2回、避難、救出その他必要な研修・訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、事業所の利用者のために、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 事業所は、非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第36条 事業所の職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第37条 事業所は、施設入所支援を利用する利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

- 2 事業所は、施設入所支援を利用する利用者について、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所への入院を要した場合に、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援等を行う。

(利用者に関する市町村への通知)

第38条 事業所は、施設障害福祉サービスを受けている利用者が次の各号のいずれか

に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費等を受け、または受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第39条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化対応策に関する担当者を設置し、対策を検討するための委員会を開催する。また、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施し、適正化に向けた措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

第40条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な管理体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

2 事業所は、虐待防止に関する責任者を設置し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を開催する。また、職員に対し、虐待防止に関する研修を実施し、虐待の事実を防止する措置を講じるものとする。

(勤務体制の確保)

第41条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、毎月勤務表を作成する。

2 事業所は、事業所の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 事業計画書に基づき実施

(衛生管理等)

第42条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行う。

- 2 事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。
- 3 事業所は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年2回、研修・訓練を行うものとする。

(協力医療機関等)

第43条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関（及び協力歯科医療機関）を定めるものとする。

(掲 示)

第44条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第45条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、指示するとともにその他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得ておく。

(情報の提供等)

第46条 事業所は、当該事業所を利用しようとする方が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供に努める。

- 2 事業所は、事業所が実施する事業内容について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大な内容としてはならない。

(利益供与等の禁止)

第47条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等またはその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等またはその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第48条 事業所は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を解決するための体制を整えるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業所は、提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事または市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事または市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、都道府県知事、市町村または市町村長からの求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村または市町村長に報告するものとする。

7 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条の規定による調査またはあっせんのできる限り協力するものとする。

(地域との連携等)

第49条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 事業所は、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第50条 事業所は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第51条 事業所は、実施する施設障害福祉サービスの事業ごとの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第52条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(訪問支援)

第53条 事業所は、通所による生活介護の利用者が心身の状況の変化等により、週5日以上連続して利用がなかった場合において、施設障害福祉サービス計画に基づき、あらかじめ利用者の同意を得て居宅を訪問し、事業所における生活介護事業の利用に係る相談援助等を行う。

(施設障害福祉サービスの取り扱い方針)

第54条 事業所は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

2 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

3 事業所は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(地域生活支援拠点として担う機能)

第55条 船橋市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、地域生活支援拠点における体験の機会・場の提供を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第56条 この規程及び「船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者間の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は平成20年4月1日から施行する。

平成21年	4月	1日	一部改正
平成25年	4月	1日	一部改正

令和	4年	4月	1日	一部改正
令和	5年	1月	1日	一部改正
令和	6年	4月	1日	一部改正
令和	7年	3月	1日	一部改正